

# 津市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務要領

平成18年1月1日

改正 平成28年3月23日

(趣旨等)

第1条 この要領は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第3項から第6項までの規定による被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるとともに、同法第63条の2の規定による保険給付の差止め措置の基準を定めるものとする。

2 この要領に基づく事務処理に当たっては、「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯等に対する措置の取扱いについて」（平成12年3月28日保険発第41号通知）に十分留意するものとする。

(資格証明書の交付対象者)

第2条 資格証明書の交付対象者は、特別の事情がないにもかかわらず、保険料を滞納している世帯主のうち当該保険料の納期限から国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第5条の6に規定する期間が経過するまでの間に保険料を納付しない者又はそれに準ずる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条の3に規定する特別の事情のいずれかに該当することにより保険料を納付することができないと認められる場合

ア 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

ウ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

エ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

オ アからエまでに類する事由に該当したこと。

(2) その世帯に属するすべての被保険者が、老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療又は規則第5条の5に規定する医療に関する給付を受けることができる者

(被保険者証の返還等)

第3条 世帯主に被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付しようとするときは、納付相談・指導の経過及び実態調査等を記載した調査表を作成する。

2 前条各号に該当する場合には、当該世帯主に対し、特別の事情に関する届書(第1号様式)又は老人保健法の規定による医療等に係る届書(第2号様式)を提出させるものとする。

3 当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に納付しない世帯主に対し、被保険者証の返還を求めようとするときは、国民健康保険被保険者証の返還予告及び弁明の機会付与通知(第3号様式)により弁明の機会を付与するものとする。

4 弁明書が提出期限までに提出されない場合及び弁明によっても資格証明書の交付が正当であると認められる場合は、国民健康保険被保険者証返還命令通知書(第4号様式)により通知し、被保険者証の返還を求めるものとする。

5 当該世帯主が被保険者証を返還しない場合は、現在交付している被保険者証の有効期限の経過を持って被保険者証の返還があったものとみなす。

(資格証明書の交付)

第4条 前条第4項の通知により被保険者証が返還されたときは、法第9条第6項の規定により、当該世帯主に対し、「国民健康保険被保険者資格証明書の交付について」(第5号様式)を添えて資格証明書を交付するものとする。

2 前項において、当該世帯に老人保健法の規定による医療又は公費負担医療を受けることができる被保険者がある場合には、当該被保険者に係る被保険者証を交付するものとする。この場合、被保険者証及び資格証明書の表面の双方に世帯主の氏名を記載するが、当該滞納者に対しては、世帯主名欄に「世帯主には別証交付」と明記するものとする。

3 資格証明書の交付日は、被保険者証が返還された翌日とする。ただし、前条第5項の規定による場合は、被保険者証の有効期限の翌日を交付日とする。

4 資格証明書の有効期限は、被保険者証の有効期限の例による。

5 資格証明書を交付したときは、資格証明書交付台帳を作成し、交付した世帯の管理を行うものとする。

(被保険者証の交付)

第5条 前条の規定により資格証明書の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに資格証明書を回収し、被保険者証を交付するものとする。

- (1) 滞納している保険料を完納又は滞納額の著しい減少があった場合
- (2) 災害その他の政令で定める特別の事情があると認めた場合
- (3) 当該世帯に属するすべての被保険者が老人医療又は公費負担医療を受けることができる者となった場合

2 資格証明書交付世帯に属する被保険者の一部が老人保健法の規定による医療等の対象者となったときは、当該被保険者に係る被保険者証を交付するものとする。

(世帯の異動)

第6条 資格証明書の交付を受けている世帯に資格等の異動があった場合は、異動の種類に応じて次のとおり処理するものとする。

- (1) 世帯に属するすべての被保険者が資格を喪失した場合 資格証明書を回収する。
- (2) 世帯に属する被保険者の一部が資格を喪失した場合
  - ア 世帯主の変更を伴うもの 被保険者証を交付し、以後の世帯状況、納付状況等を勘案し、滞納が続くときは、被保険者証の返還を求め、新たに資格証明書を交付する。
  - イ 世帯主に変更がないもの 資格証明書の当該被保険者の欄を削除する。
- (3) 世帯に新たに被保険者が追加加入した場合 資格証明書に当該被保険者を追加記入する。
- (4) 世帯に属する被保険者の一部が新たに世帯を設けた場合 新たに設けた世帯の世帯主に被保険者証を交付する。

(再加入)

第7条 資格証明書交付世帯に属する被保険者の全部が一時国保の資格を喪失し、再び加入した場合は、いったん被保険者証を交付し、以後の納付状況等を勘案し、なお滞納が続くときは、被保険者証の返還を求め、新たに資格証明書を交付する。

(再交付及び(学)・(遠)の申請)

第8条 資格証明書交付世帯の世帯主から再交付及び(学)・(遠)の申請があったときは、納付相談又は納付指導を実施した後、再交付する。

(特別療養費の支給)

第9条 資格証明書により診療等を受け、保険医療機関等の窓口で診療費等の全額を支払った世帯主に対しては、規則第27条の5の規定による特別療養費支給申請書を提出させるものとする。

2 特別療養費の申請書を受けるときは、当該世帯主に対し支給することとなる特別療養費の全部又は一部を滞納保険料に充当するよう指導する。

(資格証明書の更新)

第10条 資格証明書の更新は、原則として毎年、被保険者証の更新と同じ時期に行い、更新するときは、「国民健康保険被保険者資格証明書の更新について」(第6号様式)により世帯主にその旨を通知するとともに、保険料の納付を催告するものとする。

(保険給付の一時差止め)

第11条 保険料を滞納している世帯主が当該保険料の納期から規則第32条の2に規定する期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しないときは、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 保険給付の全部又は一部の支払を差し止めている場合において、特別の事情を有することとなった場合には、当該世帯主に対し特別の事情に関する届出書を提出させるものとする。

3 保険給付の支払を差し止めたときは、国民健康保険の保険給付一時差止通知書(第7号様式)により世帯主に通知するものとする。

4 保険給付の支払を一時差し止める額は、当該世帯が滞納している保険料を超えない額とする。

(滞納保険料の控除)

第12条 資格証明書の交付を受けている世帯主で、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされている者が、滞納している保険料を納付しない場合には、一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除することができるものとする。

2 前項の場合においては、保険給付の一時差止額からの滞納額控除通知書(第8号様式)により世帯主に通知するものとする。

(保険給付の一時差止措置の解除)

第13条 保険給付の一時差止措置を受けている滞納者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保険給付の一時差止措置を解除するものとする。

(1) 滞納している保険料の完納又は滞納額の著しい減少があった場合

(2) 災害その他の政令で定める特別の事情があると認めた場合

2 前項の規定により保険給付の一時差止措置を解除するときは、保険給付の一時差止解除通知書(第9号様式)により当該世帯主に通知するものとする。

(納付指導等の継続)

第14条 資格証明書を交付した世帯の世帯主に対しては、その交付中においても納付指導等を継続して行い、滞納保険料の解消に努めるものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に合併前の久居市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務等の国民健康保険税滞納者に対する措置の取扱い実施要領（平成13年4月1日施行）、香良洲町国民健康保険被保険者資格証明書交付事務要領（平成13年4月1日制定）、一志町国民健康保険被保険者資格証明書交付事務等の国民健康保険税滞納者に対する措置の取扱い実施要領（平成13年4月1日施行）又は白山町国民健康保険被保険者資格証明書交付事務等の国民健康保険税滞納者に対する措置の取り扱い実施要領（平成13年白山町要領第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月23日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

<p style="margin: 0;">特別の事情に関する届書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(あて先) 津市長</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">(〒 )</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住所</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">届出者 氏名 (印)</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">(世帯主) 電話</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">国民健康保険法施行令第1条の4に定める、国民健康保険料を納付することができない特別の事情がありますので、国民健康保険法施行規則第5条の8の規定により、次のとおり届けます。</p>		
被保険者証の記号番号	※資格証明書の記号番号	※資格証明書交付年月日
(国民健康保険料を納付できない理由を具体的に記入してください。)		

(注) 被保険者資格証明書の交付を受けていないときは、当該記入欄※印2か所の記入の必要はありません。特別の事情があることを明らかにする書類がある場合は、添付してください。

(参考 政令で定める特別な事情)

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと（火災証明書・盗難証明書等の添付が必要です。）。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（医師の診断書等の添付が必要です。）。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと（破産証明書等の添付が必要です。）。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損害を受けたこと（資産保有状況届等の添付が必要です。）。
- 5 全各号に類する事由のあること。

上記事由に該当し、当該世帯に係る収入の減少が生活に重大な支障を及ぼす程度のものであるとき。

第2号様式（第3条関係）

（表）

老人保健法の規定による医療等に係る届書		
年 月 日		
（あて先）津市長		
（〒 ）		
住 所		
届出者 （世帯主）氏 名		㊟
電 話		
<p>国民健康保険法第9条第3項又は第4項に定める、老人保健法の規定による医療等受給対象者がいますので、同法施行規則第5条の9の規定により、次のとおり届けます。</p>		
被保険者証の記号番号	※資格証明書の記号番号	※資格証明書交付年月日
老人保健法の規定による医療等を受けることができる被保険者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
該当する老人保健法の規定による医療等の名称		
受 給 者 番 号		
受 給 年 月 日		

- (注) 1 被保険者資格証明書の交付を受けていないときは、当該記入欄の記入の必要はありません。
- 2 この届出は、その世帯に属する被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に関する給付を受けることができる場合に提出してください。（詳細裏面）
- 3 上記被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。

(裏)

老人保健法の規定による医療等に関する届出について

老人保健法の規定による医療等は、次のとおりです。

該当者につきましては、受給者証等の確認できる書類を提出してください。

- 1 老人保健法の規定による医療の給付
- 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 3 児童福祉法の育成医療及び療育の給付
- 4 予防接種の医療費の支給
- 5 身体障害者福祉法の更正医療
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療に関する給付
- 7 結核予防法による医療に関する給付
- 8 麻薬及び向精神薬取締法による医療に関する給付
- 9 母子保健法の養育医療に関する給付
- 10 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の医療費の支給
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の医療に関する給付
- 12 沖縄の復興に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する給付
- 13 人口腎臓を実施している慢性腎不全、血漿成分を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生大臣が定めるものに係るものに限る。）
- 14 児童福祉法の助産施設、重症心身障害児施設、国立療養所等への入所又は一時保護に係る医療の給付
- 15 知的障害福祉法の措置に係る医療の給付
- 16 進行性筋萎縮症者療養等給付事業による療養の給付
- 17 特定疾患治療研究事業による医療の給付
- 18 小児慢性特定疾患治療研究事業による療養の給付
- 19 毒ガス障害者救済対策事業による医療費の支給
- 20 公害医療研究費の国庫補助に係る研究治療費支給事業による研究治療
- 21 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業による医療の給付



第3号様式（第3条関係）

国民健康保険被保険者証の返還予告及び弁明の機会付与通知

（記 号 番 号）  
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

あなたの国民健康保険料については、これまで督促、催告等により再三にわたり納付をお願いしてまいりましたが、いまだに納付されておられません。

災害等の特別の事情がないのに保険料を滞納されますと、国民健康保険法第9条第3項又は第4項の規定に基づき、国民健康保険被保険者証の返還を求めることとなります。

また、同法第63条の2第1項の規定に基づき、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めることとなります。

つきましては、次の納付指定期日までに、滞納している国民健康保険料の納付をお願いします。

1 滞納保険料の内訳

年 度	期 別	滞納保険料額	督促料	計
	計			

2 不利益処分について

このまま滞納している国民健康保険料を納付されないときは、以下により国民健康保険被保険者証を返還していただくこととなります。

(1) 国民健康保険被保険者証（記号番号： ）

(2) 返還の根拠となる法令の条項

国民健康保険法第9条第3項又は第4項、施行令第1条の4、施行規則第5条の6、第5条の7、第5条の8、第5条の9、及び第15条

(3) 不利益処分の原因となる事実

国民健康保険料が納期限から省令で定める期間（1年間）が経過するまでの間に納付されていないこと。

3 弁明の機会の付与等

滞納している国民健康保険料を納付できないことについては、行政手続法に基づき弁明の機会を付与しますので、次により弁明書を提出することができます。

(1) 弁明書の提出先 津市（名称）部（名称）課

(2) 弁明書の提出期限 年 月 日

事務担当

弁 明 書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒 )

住 所

氏 名

電 話

印

行政手続法第29条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 内 容	
証 拠 書 類 等 の 標 目	

第4号様式（第3条関係）

国民健康保険被保険者証返還命令通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

これまで再三にわたって滞納保険料の納付をお願いしてまいりましたが、いまだに何の御連絡もなく放置されたままとなっております。

つきましては、既に通知のとおり国民健康保険法第9条第3項又は第4項の規定により、次のとおり国民健康保険被保険者証の返還を求めます。

- 1 返還期日 年 月 日
- 2 返還場所 津市役所（名称）部（名称）課（階 番窓口）  
（御来庁のときは、被保険者証、印鑑及びこの通知書を御持参ください。）
- 3 返還理由 災害その他の政令で定める特別の理由がないのに、国民健康保険料を滞納しているため
- 4 返還請求後の措置 国民健康保険被保険者資格証明書（診療費は医療機関等の窓口で一旦自費で全額支払っていただきます。）を交付します。後日、（名称）部（名称）課に7割の給付申請をしていただくことになります。このとき、保険料の滞納状況によって、その給付を一時差し止める場合があります。

御注意：

- 1 災害などの特別の事情がある場合及び老人保健法の規定による医療等の受給者がいる場合は、その旨届出が必要ですので、御来庁ください。
- 2 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。  
また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

事務担当：津市（名称）部（名称）課

第5号様式（第4条関係）

国民健康保険被保険者資格証明書の交付について

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

あなたの世帯の滞納保険料については、これまで再三にわたり保険料の納付をお願いしてまいりましたが、いまだに納付に応じていただけないので、被保険者証の代わりに、「被保険者資格証明書」をお届けします。

特別な事情がある場合は、納付相談に応じますので、（名称）部（名称）課までお越しく下さい。また、病気等でやむを得ず来庁できないときは、必ず電話等で御連絡ください。

なお、国民健康保険法第9条第6項の規定に基づいてお届けする「被保険者資格証明書」の取扱いは、次のとおりとなります。

1 被保険者証の交付

滞納している保険料を完納したとき、若しくはその滞納額が著しく減少したとき、又は災害その他特別の事情が生じたと認められるときは（届出が必要）、世帯主に対し、改めて被保険者証をお渡しします。

2 被保険者資格証明書の提示

診療を受けるときは、医療機関の窓口で、必ず被保険者資格証明書を提示願います。

3 医療費の取扱い

診療費は医療機関等の窓口で一旦自費で全額支払い、後で国民健康保険に対し一部負担を除いた額（保険者負担相当額）の払戻しを特別療養費として申請していただくこととなりますが、滞納している保険料を完納したとき、若しくはその額が著しく減少したとき、又は災害その他の政令で定める特別の事情が生じたと認められるときに限り、国民健康保険から払戻しを行います。

問い合わせ先

第6号様式（第10条関係）

国民健康保険被保険者資格証明書の更新について（通知）

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）

あなたの世帯については、災害等の特別な事情もないのに保険料を滞納し、また納付相談にも応じていただけないため被保険者資格証明書が交付されています。

現在お持ちの資格証明書は、年9月30日で有効期限が切れますので、新しい資格証明書を交付します。10月1日以降、医療機関等で受診される場合は、同封しました新しい資格証明書を御使用ください。

国民健康保険は、加入者の方々の保険料で運営される相互援助の制度であることを御理解いただき、保険料を納付していただきますようお願いいたします。

また、災害等の特別な事情により滞納保険料を一度に納付できない場合は、納付相談に応じますので、必ず電話等で御連絡ください。

なお、国民健康保険法第9条第6項の規定に基づいてお届けする「被保険者資格証明書」の取扱いは、次のとおりとなります。

1 被保険者証の交付

滞納している保険料を完納したとき、若しくはその滞納額が著しく減少したとき、又は災害その他特別の事情が生じたと認められるときは（届出が必要）、世帯主に対し、改めて被保険者証をお渡しします。

また、老人保健に該当又は公費負担医療の受給者になったときは（届出が必要）、世帯主に対し、改めて被保険者証をお渡しします。

2 被保険者資格証明書の提示

診療を受けるときは、医療機関の窓口で、必ず被保険者資格証明書を提示願います。

3 医療費の取扱い

診療費は、医療機関等の窓口で一旦自費で全額支払い、後で国民健康保険に対し一部負担を除いた額（保険者負担相当額）の払戻しを特別療養費として申請していただくこととなりますが、滞納している保険料を完納したとき、若しくはその額が著しく減少したとき、又は災害その他の政令で定める特別の事情が生じたと認められるときに限り、国民健康保険から払戻しを行います。

問い合わせ先

第7号様式（第11条関係）

国民健康保険の保険給付一時差止通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

先に申請のありました国民健康保険の保険給付につきましては、あなたの国民健康保険料がいまだに納付されていませんので、国民健康保険法第63条の2第1項の規定により、次のとおり一時差し止めます。

なお、支払の一時差止めの理由及び支払の要件は、次のとおりとなります。

- 1 保険給付差止額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 理由 災害その政令で定める特別の事情がないにもかかわらず、国民健康保険料を滞納しているため
- 3 支払いの要件 滞納している保険料を完納したとき、若しくは滞納額が著しく減少したとき、又は災害その他政令で定める特別の事情が生じたと認められるときに支払を行います。（その際、特別の事情に関する届書が必要です。）

御注意：

- 1 この通知書の到着前に納付又は来庁して納付相談を受けられた方は、行き違いですので御了承ください。
- 2 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。  
また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

事務担当

第8号様式（第12条関係）

保険給付の一時差止額からの滞納額控除通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

あなたは、政令で定める特別の事情なく国民健康保険料を長期にわたって滞納しているため、年 月 日付けをもって、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、保険給付支払一時差止額から滞納額を控除するので、次のとおり通知します。

1 一時差止めに係る保険給付の額

\_\_\_\_\_ 円

2 控除する滞納額

\_\_\_\_\_ 円

3 当該滞納額に係る納期限

\_\_\_\_\_ 円

事務担当

第9号様式（第13条関係）

保険給付の一時差止解除通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付け津市指令（記号番号）で通知しました国民健康保険に係る保険給付の一時差止めにつきましては、あなたの国民健康保険料が納付されたことにより、その措置を次のとおり解除します。

1 国民健康保険に係る保険給付

（1） 保険給付の種類

（2） 保険給付の支給決定額

円

（3） 上記のうち支払の一時差止めを解除する額

円

2 支給（予定）年月日

年 月 日

3 支払先

（1） 世帯主氏名

（2） 支払方法

事務担当